

議題 3

市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について

- 1 広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部
改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 2 1 号） 5
- 2 令和 7 年度 1 2 月補正予算議案に対する意見の申出について
（代決報告第 2 2 号） 24

広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部改正議案に対する意見の申出について

下記の広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部改正議案について、令和7年11月17日教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

記

1 件名

広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

2 改正の理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正を踏まえ、教育職員の処遇の改善を図るため、教職調整額を給料月額の4%に相当する額から10%に相当する額に段階的に引き上げる等所要の改正をしようとするものである。

3 改正の内容

(1) 広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正

ア 教職調整額を給料月額の4%に相当する額から10%に相当する額に、毎年1%ずつ段階的に引き上げる（幼稚園の教育職員を除く。）。

現行	令和8年 1月1日 から	令和9年 1月1日 から	令和10 年1月1 日から	令和11 年1月1 日から	令和12 年1月1 日から	令和13 年1月1 日から
4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%

イ 指導改善研修被認定者について、教職調整額を支給しないこととするとともに、当該指導改善研修被認定者に係る退職手当については、当該指導改善研修被認定者を教育職員とみなした場合に支給されることとなる教職調整額を算定の基礎とする。

ウ その他規定の整備を行う。

(2) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

ア 義務教育等教員特別手当について、職務の級及び号給の別に応じ、規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、規則で定める額を支給することとするとともに、支給限度額を月額 8,000 円から月額 8,600 円に引き上げる。

イ 教職調整額の対象とならない校長及び教頭の処遇改善を図るため、次のように、校長の給料月額について加算する措置を講ずるとともに、教頭の給料月額への加算措置について、現行の加算額に校長に係る加算額と同額を加算することとする。

(ア) 高校及び中等教育学校

区分	現行	令和 8 年 1 月 1 日 から	令和 9 年 1 月 1 日 から	令和 10 年 1 月 1 日 から	令和 11 年 1 月 1 日 から	令和 12 年 1 月 1 日 から	令和 13 年 1 月 1 日 から
校長	—	3,800 円	7,700 円	11,500 円	15,300 円	19,200 円	23,000 円
教頭	7,900 円	11,700 円	15,600 円	19,400 円	23,200 円	27,100 円	30,900 円

(イ) 特別支援学校

区分	現行	令和 8 年 1 月 1 日 から	令和 9 年 1 月 1 日 から	令和 10 年 1 月 1 日 から	令和 11 年 1 月 1 日 から	令和 12 年 1 月 1 日 から	令和 13 年 1 月 1 日 から
校長	—	3,800 円	7,700 円	11,500 円	15,300 円	19,200 円	23,000 円
教頭	7,700 円	11,500 円	15,400 円	19,200 円	23,000 円	26,900 円	30,700 円

(ウ) 小学校及び中学校

区分	現行	令和 8 年 1 月 1 日 から	令和 9 年 1 月 1 日 から	令和 10 年 1 月 1 日 から	令和 11 年 1 月 1 日 から	令和 12 年 1 月 1 日 から	令和 13 年 1 月 1 日 から
校長	—	4,000 円	8,100 円	12,100 円	16,100 円	20,200 円	24,200 円
教頭	7,500 円	11,500 円	15,600 円	19,600 円	23,600 円	27,700 円	31,700 円

(3) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

学級担任に対する義務教育等教員特別手当の加算措置を踏まえ、多学年学級担当教育職員の特殊勤務手当を廃止する。

4 施行期日

令和8年1月1日

第 1 2 0 号議案

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する
条例等の一部改正について

広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例
等の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松 井 一 實

広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する
条例等の一部を改正する条例

(広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例
の一部改正)

第 1 条 広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する
条例（昭和 4 6 年広島市条例第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「含む」の右に「。次条第 1 項において同じ」を加える。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

教育職員（校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者（公立の義務
教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 3 条第 1 項に
規定する指導改善研修被認定者をいう。第 3 項及び次条第 2 項において
同じ。）を除く。以下この項において同じ。）には、その者の給料

月額額の100分の10（幼稚園の教育職員にあつては、100分の4）に相当する額の教職調整額を支給する。

第3条第3項中「教育職員」の右に「（一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号。以下「給与条例」という。）第9条第1項の管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。第6条第1項及び第2項において同じ。）」を加える。

第4条第2号中「第22条の3」を「第22条の2」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指導改善研修被認定者に係る前項第3号に掲げる条例の規定及びこれに基づく規則等の規定の適用については、当該指導改善研修被認定者を前条第1項の教育職員とみなしたならば支給されることとなる同項の教職調整額は、給料とみなす。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第2項中「8,000円」を「8,600円」に、「応じて」を「応じ、規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

附則第14項中「第22条の3第2項」を「第22条の2第2項」に改め、附則に次の1項を加える。

16 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における別表第3の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる額は、それぞれ同表の第4欄に掲げる額とする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
令和8年1月 1日から同年 12月31日 まで	別表第3のイの 表の備考の2	30,900円	11,700円
	別表第3のイの 表の備考の3	23,000円	3,800円
	別表第3のエの 表の備考の2	30,700円	11,500円
	別表第3のエの 表の備考の3	23,000円	3,800円
	別表第3のオの 表の備考の2	31,700円	11,500円

	別表第3のオの 表の備考の3	24,200円	4,000円
令和9年1月 1日から同年 12月31日 まで	別表第3のイの 表の備考の2	30,900円	15,600円
	別表第3のイの 表の備考の3	23,000円	7,700円
	別表第3のエの 表の備考の2	30,700円	15,400円
	別表第3のエの 表の備考の3	23,000円	7,700円
	別表第3のオの 表の備考の2	31,700円	15,600円
	別表第3のオの 表の備考の3	24,200円	8,100円
令和10年1 月1日から同 年12月31 日まで	別表第3のイの 表の備考の2	30,900円	19,400円
	別表第3のイの 表の備考の3	23,000円	11,500円
	別表第3のエの 表の備考の2	30,700円	19,200円
	別表第3のエの 表の備考の3	23,000円	11,500円
	別表第3のオの	31,700円	19,600円

	表の備考の 2		
	別表第 3 のオの 表の備考の 3	24,200円	12,100円
令和11年1 月1日から同 年12月31 日まで	別表第 3 のイの 表の備考の 2	30,900円	23,200円
	別表第 3 のイの 表の備考の 3	23,000円	15,300円
	別表第 3 のエの 表の備考の 2	30,700円	23,000円
	別表第 3 のエの 表の備考の 3	23,000円	15,300円
	別表第 3 のオの 表の備考の 2	31,700円	23,600円
	別表第 3 のオの 表の備考の 3	24,200円	16,100円
令和12年1 月1日から同 年12月31 日まで	別表第 3 のイの 表の備考の 2	30,900円	27,100円
	別表第 3 のイの 表の備考の 3	23,000円	19,200円
	別表第 3 のエの 表の備考の 2	30,700円	26,900円
	別表第 3 のエの 表の備考の 3	23,000円	19,200円

	別表第3のオの 表の備考の2	31,700円	27,700円
	別表第3のオの 表の備考の3	24,200円	20,200円

別表第3のイの表の備考の2中「7,900円」を「30,900円」に改め、同表の備考に次のように加える。

- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3のエの表の備考の2中「7,700円」を「30,700円」に改め、同表の備考に次のように加える。

- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3のオの表の備考の2中「7,500円」を「31,700円」に改め、同表の備考に次のように加える。

- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年8月11日広島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 5 号を削り、第 1 6 号を第 1 5 号とし、第 1 7 号から第 1 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 2 2 条の 2 を削り、第 2 2 条の 3 を第 2 2 条の 2 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正を踏まえ、教育職員の処遇の改善を図るため、教職調整額の基準となる額について、教育職員（幼稚園の教育職員を除く。）の給料月額の４パーセントに相当する額から１０パーセントに相当する額に段階的に引き上げる等所要の改正を行う必要がある。

広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、「教育職員」とは、校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。 (教職調整額の支給等) 第3条 教育職員（一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号。以下「給与条例」という。）別表第3の教育職給料表(2)から教育職給料表(5)までの適用を受ける者に限る。第3項及び第6条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。 2 (略) 3 教育職員 については、給与条例第14条及び第15条の規定は、適用しない。 (教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。 (1) (略) (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年8月11日広島市条例第21号。第22条の	第1条 (現行に同じ。) (定義) 第2条 この条例において、「教育職員」とは、校長（園長を含む。次条第1項において同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。 (教職調整額の支給等) 第3条 教育職員（校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者をいう。第3項及び次条第2項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）には、その者の給料月額額の100分の10（幼稚園の教育職員にあつては、100分の4）に相当する額の教職調整額を支給する。 2 (現行に同じ。) 3 教育職員（一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号。以下「給与条例」という。）第9条第1項の管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。第6条第1項及び第2項において同じ。）については、給与条例第14条及び第15条の規定は、適用しない。 (教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。 (1) (現行に同じ。) (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年8月11日広島市条例第21号。第22条の

現 行	改 正										
<u>3</u>の規定に限る。) (3)～(5) (略) (新設) 第5条～第8条 (略) 附 則 (略) (新設)	<u>2</u>の規定に限る。) (3)～(5) (現行に同じ。) <u>2. 指導改善研修被認定者に係る前項第3号に掲げる条例の規定及びこれに基づく規則等の規定の適用については、当該指導改善研修被認定者を前条第1項の教育職員とみなしたならば支給されることとなる同項の教職調整額は、給料とみなす。</u> 第5条～第8条 (現行に同じ。) 附 則 <u>1</u> (現行に同じ。) <u>2 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。</u> <table border="1"> <tr> <td>令和8年1月1日から同年12月31日まで</td><td><u>100分の5</u></td></tr> <tr> <td>令和9年1月1日から同年12月31日まで</td><td><u>100分の6</u></td></tr> <tr> <td>令和10年1月1日から同年12月31日まで</td><td><u>100分の7</u></td></tr> <tr> <td>令和11年1月1日から同年12月31日まで</td><td><u>100分の8</u></td></tr> <tr> <td>令和12年1月1日から同年12月31日まで</td><td><u>100分の9</u></td></tr> </table>	令和8年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の5</u>	令和9年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の6</u>	令和10年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の7</u>	令和11年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の8</u>	令和12年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の9</u>
令和8年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の5</u>										
令和9年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の6</u>										
令和10年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の7</u>										
令和11年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の8</u>										
令和12年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の9</u>										

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
第1条～第20条 (略)	第1条～第20条 (現行に同じ。)
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第20条の2 (略)	第20条の2 (現行に同じ。)
2 義務教育等教員特別手当の月額、 <u>8,000</u> 円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じて	2 義務教育等教員特別手当の月額、 <u>8,600</u> 円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じ、 <u>規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して</u> 、規則で定める。
____、規則で定める。	
3～5 (略)	3～5 (現行に同じ。)
第20条の3～第26条 (略)	第20条の3～第26条 (現行に同じ。)
附 則	附 則
1～13 (略)	1～13 (現行に同じ。)
14 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第12条の4第2項、第12条の5第3項及び第19条第5項(第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とし、附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和26年8月11日広島市条例第21号)第22条の3第2項及び広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年広島市条例第106号)第3条第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。	14 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第12条の4第2項、第12条の5第3項及び第19条第5項(第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とし、附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和26年8月11日広島市条例第21号)第22条の2第2項及び広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年広島市条例第106号)第3条第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。
15 (略)	15 (現行に同じ。)

現 行	改 正																																										
(新設)	16 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における別表第3の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる額は、それぞれ同表の第4欄に掲げる額とする。																																										
	<table><tr><th>第1欄</th><th>第2欄</th><th>第3欄</th><th>第4欄</th></tr><tr><td rowspan="6">令和8年1月1日から同年12月31日まで</td><td>別表第3のイの表の備考の2</td><td>30,900円</td><td>11,700円</td></tr><tr><td>別表第3のイの表の備考の3</td><td>23,000円</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>別表第3のエの表の備考の2</td><td>30,700円</td><td>11,500円</td></tr><tr><td>別表第3のエの表の備考の3</td><td>23,000円</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>別表第3のオの表の備考の2</td><td>31,700円</td><td>11,500円</td></tr><tr><td>別表第3のオの表の備考の3</td><td>24,200円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td rowspan="6">令和9年1月1日から同年12月31日まで</td><td>別表第3のイの表の備考の2</td><td>30,900円</td><td>15,600円</td></tr><tr><td>別表第3のイの表の備考の3</td><td>23,000円</td><td>7,700円</td></tr><tr><td>別表第3のエの表の備考の2</td><td>30,700円</td><td>15,400円</td></tr><tr><td>別表第3のエの表の備考の3</td><td>23,000円</td><td>7,700円</td></tr><tr><td>別表第3のオの表の備考の2</td><td>31,700円</td><td>15,600円</td></tr><tr><td>別表第3のオの表の備考の3</td><td>24,200円</td><td>8,100円</td></tr></table>	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	令和8年1月1日から同年12月31日まで	別表第3のイの表の備考の2	30,900円	11,700円	別表第3のイの表の備考の3	23,000円	3,800円	別表第3のエの表の備考の2	30,700円	11,500円	別表第3のエの表の備考の3	23,000円	3,800円	別表第3のオの表の備考の2	31,700円	11,500円	別表第3のオの表の備考の3	24,200円	4,000円	令和9年1月1日から同年12月31日まで	別表第3のイの表の備考の2	30,900円	15,600円	別表第3のイの表の備考の3	23,000円	7,700円	別表第3のエの表の備考の2	30,700円	15,400円	別表第3のエの表の備考の3	23,000円	7,700円	別表第3のオの表の備考の2	31,700円	15,600円	別表第3のオの表の備考の3	24,200円	8,100円
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄																																								
令和8年1月1日から同年12月31日まで	別表第3のイの表の備考の2	30,900円	11,700円																																								
	別表第3のイの表の備考の3	23,000円	3,800円																																								
	別表第3のエの表の備考の2	30,700円	11,500円																																								
	別表第3のエの表の備考の3	23,000円	3,800円																																								
	別表第3のオの表の備考の2	31,700円	11,500円																																								
	別表第3のオの表の備考の3	24,200円	4,000円																																								
令和9年1月1日から同年12月31日まで	別表第3のイの表の備考の2	30,900円	15,600円																																								
	別表第3のイの表の備考の3	23,000円	7,700円																																								
	別表第3のエの表の備考の2	30,700円	15,400円																																								
	別表第3のエの表の備考の3	23,000円	7,700円																																								
	別表第3のオの表の備考の2	31,700円	15,600円																																								
	別表第3のオの表の備考の3	24,200円	8,100円																																								

現 行	改 正			
	令和 1 0 年 1 月 1 日 から同 年 1 2 月 3 1 日まで	別表第 3 の イの表の備 考の 2	30,900円	19,400円
		別表第 3 の イの表の備 考の 3	23,000円	11,500円
		別表第 3 の エの表の備 考の 2	30,700円	19,200円
		別表第 3 の エの表の備 考の 3	23,000円	11,500円
		別表第 3 の オの表の備 考の 2	31,700円	19,600円
		別表第 3 の オの表の備 考の 3	24,200円	12,100円
	令和 1 1 年 1 月 1 日 から同 年 1 2 月 3 1 日まで	別表第 3 の イの表の備 考の 2	30,900円	23,200円
		別表第 3 の イの表の備 考の 3	23,000円	15,300円
		別表第 3 の エの表の備 考の 2	30,700円	23,000円
		別表第 3 の エの表の備 考の 3	23,000円	15,300円
		別表第 3 の オの表の備 考の 2	31,700円	23,600円
		別表第 3 の オの表の備 考の 3	24,200円	16,100円
	令和 1 2 年 1 月 1 日 から同 年 1 2 月 3 1 日まで	別表第 3 の イの表の備 考の 2	30,900円	27,100円
		別表第 3 の イの表の備 考の 3	23,000円	19,200円
		別表第 3 の エの表の備 考の 2	30,700円	26,900円

現 行	改 正									
	<table><tr><td>別表第3の エの表の備 考の3</td><td>23,000円</td><td>19,200円</td></tr><tr><td>別表第3の オの表の備 考の2</td><td>31,700円</td><td>27,700円</td></tr><tr><td>別表第3の オの表の備 考の3</td><td>24,200円</td><td>20,200円</td></tr></table>	別表第3の エの表の備 考の3	23,000円	19,200円	別表第3の オの表の備 考の2	31,700円	27,700円	別表第3の オの表の備 考の3	24,200円	20,200円
別表第3の エの表の備 考の3	23,000円	19,200円								
別表第3の オの表の備 考の2	31,700円	27,700円								
別表第3の オの表の備 考の3	24,200円	20,200円								
別表第1・別表第2 (略)	別表第1・別表第2 (現行に同じ。)									
別表第3 (第3条関係)	別表第3 (第3条関係)									
教育職給料表	教育職給料表									
ア 削除	ア 削除									
イ 教育職給料表(2) (略)	イ 教育職給料表(2) (現行に同じ。)									
備考	備考									
1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。	1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。									
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に <u>7,900円</u> をそれぞれ加算した額とする。	2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に <u>30,900円</u> をそれぞれ加算した額とする。									
(新設)	3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に <u>23,000円</u> をそれぞれ加算した額とする。									
ウ 教育職給料表(3) (略)	ウ 教育職給料表(3) (現行に同じ。)									
エ 教育職給料表(4) (略)	エ 教育職給料表(4) (現行に同じ。)									
備考	備考									
1 この表は、特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。	1 この表は、特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。									

現 行	改 正
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>7,700円</u>をそれぞれ加算した額とする。 (新設) オ 教育職給料表(5) (略) 備考 1 この表は、小学校及び中学校並びにこれらに準ずるもの（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）で人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>7,500円</u>をそれぞれ加算した額とする。 (新設) 別表第4～別表第6 (略)	2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>30,700円</u>をそれぞれ加算した額とする。 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>23,000円</u>をそれぞれ加算した額とする。 オ 教育職給料表(5) (現行に同じ。) 備考 1 この表は、小学校及び中学校並びにこれらに準ずるもの（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）で人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>31,700円</u>をそれぞれ加算した額とする。 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>24,200円</u>をそれぞれ加算した額とする。 別表第4～別表第6 (現行に同じ。)

新旧対照表（職員の特殊勤務手当に関する条例）

現 行	改 正
第1条 （略） （特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(14) （略） <u>(15) 多学年学級担当教育職員の特殊勤務手当</u> <u>(16)～(19)</u> （略） 第2条～第22条 （略） <u>（多学年学級担当教育職員の特殊勤務手当）</u> <u>第22条の2 多学年学級担当教育職員の特殊勤務手当は、小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒をもつて編制された学級を担当し、かつ、当該学級における授業又は指導に従事する職員で市長の定めるものに対して支給する。</u> <u>2 前項の手当の額は、授業又は指導に従事した日1日につき350円の範囲内で市長が定める。</u> <u>第22条の3～第30条</u> （略）	第1条 （現行に同じ。） （特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(14) （現行に同じ。） <u>（削る。）</u> <u>(15)～(18)</u> （現行に同じ。） 第2条～第22条 （現行に同じ。） <u>（削る。）</u> <u>第22条の2～第30条</u> （現行に同じ。）

令和7年度12月補正予算議案に対する意見の申出について

別紙の内容による令和7年度12月補正予算議案について、令和7年11月14日、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

令和7年度12月補正予算

給与改定関係

事 項	補 正 額	説 明
給与改定に伴う補正	(教育費) 18億5,596万6千円 財源内訳 [国庫負担金 4億3,579万2千円 一般財源 14億2,017万4千円]	給与改定 給与改定率 2.95% 期末・勤勉手当 0.05月分増額 給与改定実施時期 令和7年4月1日

(参考) 令和7年度一般会計 予算規模【教育費、災害復旧費(教育施設災害復旧費)】

区 分	当 初 予 算 現 額	12月補正予算額	補正後予算額
教育費	1,025億1,006万円	18億5,596万6千円	1,043億6,602万6千円
災害復旧費 (教育施設災害復旧費)	1億4,474万8千円	—	1億4,474万8千円